

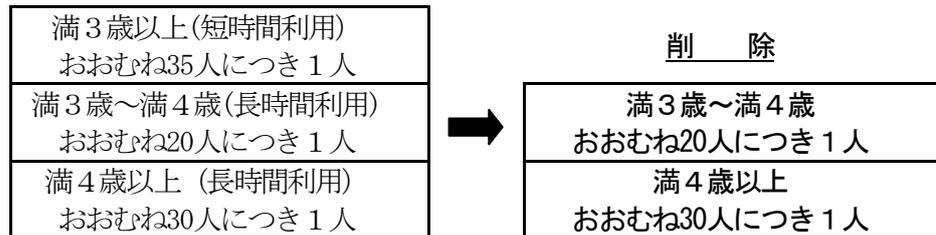
件名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課（１、３）、消防防災安全課（２）
根拠法令等	① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年8月22日公布、子ども・子育て支援法施行日（政令で定める日）施行） ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設設備及び運営に関する基準（平成26年7月31日公布、①の法施行日施行）

【改正の概要】

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正

- (1) 幼保連携型認定こども園の認定の要件に関する規定を削除（根拠法令①・②）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件の見直し（根拠法令①・②）

・職員の基準：



※施行日前に存するものについては、5年間の経過措置あり

・設備の基準：食事の提供を行う子どもの数が20人に満たない幼稚園型認定こども園には、調理室の設置を義務付けないこととする。

- (3) 認定こども園法の一部改正に伴う規定整備（根拠法令①）

2 愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正

幼保連携型認定こども園が学校と位置付けられたことから、幼保連携型認定こども園において、園児に対し自転車交通安全教育を行う努力義務を課す。（根拠法令①）

3 愛媛県子ども・子育て会議条例の一部改正

愛媛県子ども・子育て会議を幼保連携型認定こども園の認可等について調査審議するための合議制の機関として位置付け（根拠法令①）

施行日	認定こども園法の一部を改正する法律の施行の日（知事が3の合議制の機関の意見を聴くことについては公布日）
-----	---

【その他参考事項】

根拠法令①の施行後の認定こども園制度の概要

(1) 法の改正概要

- ・学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の認可施設である幼保連携型認定こども園を創設
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に当たっての市町長との協議を義務付け

(2) 認定こども園の類型

